

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川
崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する
訓令の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（平成30年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立学校に勤務する職員について、退勤情報の登録及び管理を実施するため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 平成30年9月28日教委訓令第5号 (第1条～第2条 略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理については、なお従前の例による。 (削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程及び川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 平成30年9月28日教委訓令第5号 (第1条～第2条 略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程第1条及び同条において準用する川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の規定（職員の退勤情報の登録及び退勤情報が登録された記録の管理に係る部分に限る。）は、これらの規定にかかわらず、川崎市立学校に勤務する職員については、当分の間、適用しない。</p> <p>4 第2条の規定による改正後の川崎市教育委員会職員服務規程第11条、第13条及び第14条の規定にかかわらず、川崎市立学校に勤務する職員の退勤情報の登録及び退勤情報が登録された記録の管理については、当分の間、なお従前の例による。</p>